

## 学生団体の認可について

### 1. 認可団体への助成について

「部」	① 活動に対する補助金を支給します。 ② クラブハウスの部屋を優先的に使用することができます。
「サークル」	クラブハウスの部屋を使用することができます。 ※「部」を優先するため、使用できない場合があります。

### 2. 認可基準について（長岡造形大学学生規程第 12 条）

#### 【認可基準について】

#### (1) 構成員について

部	構成員が学生 10 人以上。ただし、「主」たる加入者を 6 人以上とする。 また、体育系団体は競技会に参加可能な人数が 10 人より多い場合は、その人数を確保しなければならない。
サークル	構成員が学生 10 人以上。ただし、「主」たる加入者を 2 人以上とする。

※「主」たる加入者：当該学生団体でのみ活動をしている加入者。

2 つ以上の団体に所属している学生は「従」となります。

#### (2) 本学専任教職員の中から顧問を定めてください。

※ 顧問の教職員へは各種届出用紙等にサインや押印を依頼することとなります。そのため何らかの連絡手段を確立しておいてください。

以上の条件を満たした団体に対し、申請内容および以下の認可基準に基づき、総合的に判定します。

### ●「部」

#### 【共通事項】

- 単年度ではなく定期的な活動ができる団体であること。  
(練習場所の確保、活動時間の確保、活動内容の具体的な実現性等、物理的な要件整備)
- 部費 (3,000 円以上) を徴収している (する) こと。
- 類似団体がないこと。
- 学生会活動に参加していること。
- 全ての申請書類の提出期限を守っていること。

#### 【体育系団体】

- 対外試合を (予定) するなど、具体的な計画を持ち、活動への積極的な取り組み・姿勢がみられること。

#### 【文化系団体】

- 大学祭を含め、学内・学外で発表会等を (予定) するなど、具体的な計画を持ち、活動への積極的な取り組み・姿勢がみられること。具体的成果が見込まれること。

### ●「サークル」

- 単年度ではなく定期的な活動ができる団体であること。  
(練習場所の確保、活動時間の確保、活動内容の具体的な実現性等、物理的な要件整備)
- 全ての申請書類の提出期限を守っていること。
- 活動目的が明確であること。